



八木秀和さん(左)、小早川慎介さん(亀岡市)
※クローズアップ この経営者！(2ページで紹介)

CONTENTS

クローズアップ この経営者！ 2ページ

二足のわらじで集落の水田を守る

— ビジネスの視点と農家の使命と —

八木秀和さん(亀岡市稗田野町)

チャレンジ農業法人 4ページ

桑葉の可能性とともに歩む

— 新たな産業おこしをめざす女性社長が奮起 —

有限会社 京丹後ふるさと農園(京丹后市網野町)

農用地等の借受希望者を募集!! 6ページ

農地中間管理事業 農用地等の借受希望者 11月募集(11月20日~12月21日)

スペシャリストの経営セミナー 7ページ

マイナンバー制度の始まり

松井宏次さん(中小企業診断士)

農業法人ニュース 8ページ

— 京都府農業法人経営者会議の取り組み —

■農業法人経営者会議 総会・セミナーを開催

■府と農業法人経営者との情報・意見交換会を開催

編集局から

クローズアップ

この経営者！

二足のわらじで 集落の水田を守る

—ビジネスの視点と
農家の使命と—



亀岡市 株式会社アグリにのうみ

八木秀和さん (57)

八木さんは、地元の亀岡市近郊で「農」を支える仕組みを構築するため、地主からの依頼があった農地を引き受けて大規模稲作、水稻の育苗とともに、独自にライスセンターを運営している。その根底にあるのは「10年先、20年先、集落の農業・農地を守るには、次世代に引き継いでいく土台を築いておかねばいけない」という思いだ。

営業マンから農業経営へ

亀岡市^{ひえだの}穂田野町一帯は藩政時代から米どころで知られてきた。同町の太田集落で生まれ育った八木さんは大学を卒業後、農業用防除機の手メーカーで営業マンとして働き、5年後にUターン。父の代から始めた肥料・農薬・農業機械などを扱う（株）八木商店で、経験を生かして顧客の新規開拓に取り組んだ。

商売を通じて地元農家から施肥や土壌改良などの相談を受けているうち、担い手不足や高齢化を痛感。実家でも自作地2haで水稻と聖護院かぶ（大かぶ）のほか水稻の育苗を手がけていたところへ、年ごとに「田んぼを預かってほしい」という声が増えてきたという。

事業承継と農業経営の二足のわらじを履く八木さんが本格的に就農したのは、35歳のとき。「農地は5年も放置すれば耕作できなくなる。地域の農業を存続さ

せていくには、自ら実践しなければ何も始まらないという気持ちが原点になった」と振り返る。

集落農地の3割を耕作

八木さんの「志」は地域の信頼を集め、使用貸借による耕作地は年々増えて、2008年には認定農業者に。現在の耕地面積は15haに拡大。太田集落全体（農家



経営を支える操さん（左）と小早川さん（右）



ライスセンターで処理したお米は京都のほか、大阪、滋賀など近隣府県の米卸業者を中心に販売している

約50戸)の農地面積のほぼ3割に当たる。

このうち水稻は14haで、キヌヒカリをはじめコシヒカリ、ヒノヒカリなど主食用は11ha、新羽二重もちなど加工・米粉用を3haで栽培。カツオだしの魚かすなど有機肥料を投入、使用する農薬も慣行栽培の4割減だ。通常より手間ひまがかかるが、「栽培方法を聞かれたとき、自信を持って答えられる米づくりを続けていきたい」と、土づくりへのケアは惜しまない。

さらに、漬物メーカーとの個数契約で栽培している大かぶ(4ha)のほか、水稻苗(ハウスなど0.7ha)の供給は2万枚に及ぶ。2013年に八木商店の生産部門として法人を設立、社名の「にのうみ」は太古、亀岡盆地は湖で「丹のうみ」と呼ばれたという言い伝えにちなんだものだ。

ライスセンターを独自運営

法人設立と前後して府から農業経営体育成事業の支援を受け、ライスセンターを建設。個々の農家のニーズに応えるために、遠赤外線乾燥機60石1基、28石5基を用意した。乾燥後は粳摺り機、石抜き機を経て色彩選別機にかけ、農家ごとに袋詰めしていく。

春は水稻苗、夏は稲作、秋はライスセンター稼働、冬は大かぶ収穫—という作業サイクルで、基幹労働力は八木さんと社員の小早川慎介さん(32)、ほかにパート8人(常時3人、臨時5人)で行う。

小早川さんは八木商店の顧客の子息という縁もあって6年前、病院の医療事務から「机に縛りつけられた

仕事が嫌で転職した」という変わり種。いまでは生産部門兼ライスセンターの責任者だ。

奥さんの操さん(54)は経理を受け持つ一方、ギフト用品の商談会に向けて「キューブ米セット」の試作品づくりに余念がない。

次世代へ「農」の夢つなぐ

主食用は「京都の美味しいお米」のネーミングで米穀卸を中心に出荷し、一部で縁故や口コミなどによる注文に応じて消費者への直販も。加工・米粉用は米穀卸のほか、和菓子店や製麺業者にも出荷している。

また、ライスセンターの利用農家は地元だけでなく近隣集落も合わせて約150戸、水稻苗の供給先は亀岡市内を中心に約250戸を数える。

今後も耕作面積の拡大が見込まれるなか、「JGAPを導入して消費者にもアピールしていきたい」と八木さん。「ビジネスの仕組みを整えて誰にでも任せられるようにすることが、集落の農業を次の世代に引き継いでいくことにつながる」と強調する。

地域農業を支える八木さんの挑戦は続く。



新商品の開発に余念がない試作品「キューブ米セット」など



桑葉の可能性と ともに歩む 新たな産業おこしをめざす 女性社長が奮起



網野高生が装飾してくれた社屋と社員一同

有限会社 京丹後ふるさと農園

京丹後市網野町

- 代表取締役 森 博子
- 取締役 谷口 幸宜・奥田 正博
- 設立年月 平成15年12月
- 資本金 300万円
- 雇用労働力 10名（うち3名は上記役員）
- 事業内容 自社農園での桑栽培、桑葉及び丹後コシヒカリ米の微粉末加工、
桑葉等を原料とした食品等開発、販売

第1段 桑茶の味に魅了され

（有）京丹後ふるさと農園は、雄大な開発農地が広がる京丹後市にある。この会社の長は、かつて絹糸をはき出す蚕の餌であった桑を植栽し、鮮度を保つため収穫後すぐに洗い、乾燥・粉碎し微細な粉末にし、この粉末を使って、加工業者と連携し、お茶、饅頭、アイスクリームなどの新商品を生み出している点だ。

「60歳を超えてからの挑戦でしたが、地域に新たな産業を興し、微力ながら何かの役に立ちたい」そう目を輝かせて、自社で生産した桑の葉を使ったお茶を勧

めてくれたのは、平成15年に設立したこの会社を経営する森博子さん（74）。最初は桑の知識は全くなかつ



森 博子代表取締役

たが、異業種交流を通じ偶然口にした桑のお茶に、「これならお客さんに提供できる商品になる」と惚れ込み、京都工芸繊維大学の協力を得ながら、桑葉生産と桑葉粉末を原料にした加工品を企画する会社を立ち上げた。

第2段 開発農地に桑畑が出現

ふるさと農園が桑の栽培を本格的に始めたのは平成16年。国営開発農地の1haを借り受け、1,500本を植栽した。以来、徐々に増やし、現在は約1万2千本になった。

かつて丹後ちりめんで知られた丹後地区は、養蚕業とともに桑栽培も盛んだったが、現在は桑そのものがほとんどなくなってしまったため、会社では専門家のアドバイスを得ながら手探りで進めてきた。生育には大量のカルシウムが必要となるが、これを補うため、冬場、久美浜湾でとれた牡蠣の殻を散布している。また農薬を一切使わないことはもちろん、植栽する国営農地を選ぶ際も、周辺からの農薬の飛散がなく、また車の排ガスもできるだけ浴びないように、周囲に田畑がなく交通量の少ない仲禅寺地区にある山間地のほ場を選んだ。収穫は7月から9月にかけて2回行う。10月以降に収穫すると味が落ちてしまうため、真夏の体力的に一番キツイ時期が勝負だ。

収穫した桑の葉は、その日のうちに流水で洗い、脱水し、裁断機にかけた後、特殊瞬間乾燥粉碎機「ドライマスタ」に通すことで、乾燥と粉末加工を瞬時に行う。たとえ冷蔵庫に保存していても、ひと晩たてば味、色とも劣化してしまう。新鮮で加工しやすい素材供給が可能なことが、ふるさと農園の最大の特徴だ。



奥田取締役とともに桑葉の生育を見守る



どんどん広がる商品アイデア

第3段 まずは地元でのPRから

ふるさと農園では、桑葉粉末を使って今も主力商品である「快桑茶」「桑の葉まんじゅう」を皮切りに、桑の実ジャムやアイスクリームなど様々な商品化に取り組んでいる。付近の名勝琴引浜にちなんで名付けた金平糖「鳴砂の星」は全国観光土産物連合会の推奨品としての認定も受けた。

販売は地元のスーパー、道の駅やホテルを中心に行っている。丹後地域の会員約40名で組織する「産直組合京丹後」にも加入し、地域おこしのイベントに出店してPRも行う。桑葉の加工食品は健康食品ブームに乗って競合相手が多いため、会社では営業部長を置き、まずは地域に根付いた販売網の構築を図っている。

第4段 桑葉が秘めた可能性とともに

今後の課題は経営の軸となる新たな商品づくりだ。もっとも力を入れているのが、桑粉末と他の素材とのコラボレーションによって、うまみがありかつ栄養価の高い食品の開発だ。桑葉粉末は加工しやすい食材であるため、アイデアも様々に広がる。クッキー、ゴマ豆腐、あられ、コンニャク、羊羹、プリンに…。ユーザーの年齢層が比較的高い健康食品だけでなく、お子さんにも食べやすい商品づくりによって市場の拡大を図っている。「もっともっと新商品を創り出していきたい」パワーとやる気あふれる森社長の意気込みによって、桑葉の可能性がますます広がっていくだろう。

農用地等の借受希望者を募集!!

農地中間管理事業により農地の借り受けを希望する方の募集が下記のとおり行われます。

募集期間：平成27年11月20日(金)から12月21日(月)まで

募集区域：京都府内の農業振興地域を有する25市町村58区域

(詳しくは、下記または希望される地区の市町村農政担当窓口にお問い合わせください)

応募方法：「農地等の借受希望申込書」に必要事項を記入して、次の方法で提出してください。

申込書は下記サイトからダウンロードすることもできます。

提出方法：メール、FAXの場合は京都府農業総合支援センターへ、

持参、郵送の場合は希望区域の市町村窓口へ提出してください。

なお、FAX送信された場合は、その旨電話でご連絡をお願いします。

なお、農地中間管理事業を活用して農地を借り受けるには、あらかじめ借り受け希望の申込が必要ですのでご注意ください。

問い合わせ・申込先

公益社団法人 京都府農業総合支援センター（京都府農地中間管理機構）

<http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/agri21/> TEL075-417-6868 FAX075-417-6870

農地を借りたい場合

借受希望者募集への応募

機構が行う「借受希望者の募集」に応募いただく必要があります。

募集は、7月と11月の2回、公募区域毎に行います。

※応募用紙は、市町村担当窓口に準備しています。（機構のホームページからも入手できます。）

※市町村を通じて、又は機構に直接ご提出ください。

氏名、応募内容の公表

応募された方の氏名、応募内容を整理し、公表（機構のホームページで閲覧可能）します。
（登録期間：1年間）

マッチング

市町村、農業委員会等の協力をいただきながら、登録農地をご紹介します。

貸借契約の締結

ご希望の農地が見つかったら、機構から貸付けます。

※契約の手続きについては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画」の府の認可、公告により行います。

農地を貸したい場合

貸付希望登録申請の提出

「貸付希望農用地等の登録申請書」を市町村を通じてご提出ください。

※申請書は、市町村担当窓口に準備しています。

申請内容の確認

申請書に記載された農地の状況、地番、面積、権利関係等について確認をさせていただきます。

借入候補農地として登録

確認が出来たものについては、借り入れる農地の候補として登録。
（登録期間：2年間）

マッチング

借受希望者とのマッチング

貸借契約の締結

借受希望者への貸し付けが見込まれる場合、機構が借受けます。

※契約の手続きについては、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の「農用地利用集積計画」の公告により借受けます。

経営セミナー

今回のアドバイザー 中小企業診断士 松井宏次さん



マイナンバー制度の始まり

このコラムを皆さんがお読みになる頃には、簡易書留便での「マイナンバー（個人番号）」の通知が始まっていると思います。マイナンバー制度の大きな目的としては「公正な給付と負担の確保」「行政運営の効率化」「国民の負担軽減と利便性向上」が定められています。いっぽうで、制度の開始を前に、個人情報の取扱い等について様々な懸念や課題も伝えられました。そのために、個人や事業者としてどのような対応が必要となるか、伝わり難かったとも言えそうです。ここでは、今、あらためて確認しておきたいことをいくつか取り上げます。

■マイナンバーと法人番号の通知

マイナンバーは、住民票を持つすべての人に付く番号です。そして、これとは別に法人すべてに付く「法人番号」があります。

マイナンバーは住民票の住所に市町村長から「通知カード」が送られ、法人番号は本店等として登記されている住所に国税庁長官から通知されます。実際の住所や所在地が登録や登記と異なると、番号が本人に届かなくなります。注意が必要です。

なお、平成28年1月から「個人番号カード」の交付も始まります。これは、申請することで交付される顔写真入りのICカードで、本人証明にも使えます。

■事業者としての準備

従業者などに給与や報酬を支払っている農業者は、規模の大小や法人かどうかにかかわらず、マイナンバーを扱う事業者になります。マイナンバーは、本人が使うだけでなく、事業者も、それを収集し行政機関

等への手続きのための事務を行うことになります。平成28年1月以降の源泉徴収票や支払い調書に関する事務などがそれにあたります。

事業者としては、具体的に行うことを把握しておくとともに、厳格な情報保護や利用用途の限定を定めた制度に則して、番号の収集、保管、使用、廃棄ができるように備えなければなりません。また、従業者に対し、通知カードまたは個人番号カードの確実な保管と、収集等への理解と協力を求めておくことも大切です。

関連するガイドラインなどの資料は、インターネットを通じて入手できます。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html>

■マイナンバー利用の拡大

マイナンバーは、段階的な利用拡大が予定されています。平成28年1月から税・社会保障等での運用が始まり、29年には健康保険、厚生年金等での運用や、マイポータル（個人がマイナンバーの利用状況を知る仕組み）の運用の開始、30年以降は預貯金口座への付番なども予定されています。その他、個人番号カードの民間利用も想定されています。

大規模な制度・システムであり、今後の予定には流動的な面が残ります。また、行政運営の効率化から役立て始めるため、事業者の側は、当面、負担増だけになりがちです。

たとえば、整理整頓から始まる文書や情報の管理といった業務の見直しをしたり、広く、働き方について話し合ったりする機会にする。経営においては、そういう取組み姿勢も大切にしたいものです。

農業法人

ニュース

— 京都府農業法人経営者会議の取り組み —

■ 農業法人経営者会議 総会・セミナーを開催

平成27年度農業法人経営者会議総会・経営セミナーが、6月25日（木）に開催されました。

経営セミナーでは、金沢農業代表の井村辰二郎さんから、「千年農業を目指して」と題した講演がありました。「ブランドとは個性である」という考え方のもと、有機栽培であることを前面に打ち出し、就農前に培ったデザイン力をフルに活用して、4つの自社ブランドを立ち上げた経過など、経営者会議の会員にも非常に刺激的で参考になる講演でした。



独自の経営理念を熱く語る井村社長

■ 府と農業法人経営者との 情報・意見交換会を開催

8月3日（月）、京都府農林水産部との情報・意見交換会が開催されました。今年は、「若手農業者が経営者へとステップアップするための支援」をテーマに実施しました。

意見交換では、会員から「新規就農者（新規参入）だけでなく、農家子弟や農家の後継者に対する支援を充実すべき」「表彰された農業者をもっとPRすることによって販売力向上につなげるべき」など、様々な意見が出ました。



経営者会議からは14名が参加しました

編集局から

- ◆ 今回から編集スタッフが替わりました。これまで積み上げられてきた情報発信のノウハウは受け継ぎつつ、新たな視点で農業経営者を紹介していきたいと思っています。
- ◆ 「アグリにのうみ」の八木さんは、地域農業と自社経営の

両立を図ろうと日々奮闘されています。「京丹後ふるさと農園」の森社長は、桑の葉が持つ特徴を最大限に生かした商品化に挑戦されています。それぞれの新たな展開が期待されます。

発行／2015年11月

発行者 京都府農業会議（京都府担い手育成総合支援協議会事務局）

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館内 TEL.075（441）3660代